

内閣參甲第四〇号

昭和二十四年四月一日

内閣總理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員池田恒雄君提出反税運動取締に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員池田恒雄君提出反税運動取締に関する質問に対する答弁書

二

一、反税運動の見解

所謂反税運動とは種々なる意味に用いられているようであるが、警察取締の対象となるのは反税行爲の意味であつて、反税行爲とは國稅犯則取締法第二十二条の法益を侵害する行爲及徵稅を阻害する稅務代理士法違反行爲を云う。

即ち國稅の納稅義務者が爲すべき課稅標準の申告(申告の修正を含む)をしないよう、若は虛偽の申告をするよう、あるいは國稅を納付しないようせん動する行爲、又は稅務官吏に國稅の徵收をしないようせん動する行爲及び直接に國稅の納稅義務者のなす申告を阻止したり、あるいは虛偽の申告をさせたり、又は納付若しくは徵收を阻止する目的をもつて暴行脅迫をなす行爲並びに徵稅を阻害する稅務代理士法違反行爲を云う。

二、地方機関に通牒した内容

昨年十二月十九日指示せられた經濟九原則の中に、財政收支の均衡並びに徵稅の強化と脱稅者に対する刑事訴追が指適されており、更にこれに關して十二月二十一日第一軍團司令官より覚書も出されているので、それらの趣旨にかんがみ反税行爲取締の根拠を示して來た。且又反税行爲取締法である國稅犯則取締法第二十二条違反は同法にいう犯則事件ではなく、従つて收稅官吏に調査の権限がないので他の稅法犯と異り本條違反は警察官又は檢察官が取締るほかないので特にその旨を示したのである。

即ち

第一回目二月十日の通牒は租税徵收による歳入の確保が健全財政維持の要諦なるにかんがみ、經濟九原則に逆行する反稅行爲の取締に対する根拠法として國稅犯則取締法と稅務代理士法及び徵稅に隨伴して生ずる刑法犯に対する刑法各法條の解釈を示したのである。

更に二月二十八日には稅務代理士法の解釈について法務廳、大藏省と協議した点を更に詳細に説明し併せて稅法犯一般の搜査について稅務官吏の調査と警察の搜査の関係及び協力の方法等について説明すると共に稅務官吏の濫職をも取締るよう指示した尙第一回及び第二回の通牒により國稅犯則取締法第十二條により反稅行爲者を取締る趣旨は明らかであるが更にこれを明にすべく念のため三月九日通牒した。即ち

- (1) 反稅行爲を國稅犯則取締法第二十二條により取締るを本旨とする
- (2) 尚稅務代理士法違反は反稅行爲を伴う場合これを取締る

### 三、地方機關に通牒した根拠

國家地方警察本部は國家公安委員会の事務部局として同委員会の事務である警察法第四條に掲げる事項を掌るのであるが、都道府縣國家地方警察の運営管理を円滑ならしめるための行政管理は國家公安委員会の権限であり又責務である。従つて都道府縣國家地方警察の運営管理即ち取締りを全からしめるため凡ゆる関係法規の制定、運用、解釈等その他について連合軍司令部及び中央各官廳に対し接渉打合

せをし又はこれら官廳の意図を地方に連絡すること、及び取締を円滑ならしめるため一切の資料の提供等は警察法第四條に認められた國家地方警察本部の責務と思考する。